

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月1日規則第128号 別表第11（第42条、第48条関係） 排水の規制基準（排水指定物質） （略） 備考 （略） 7 排水の測定方法は、次の各号に掲げる物質ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （略） （2） シアン化合物 規格K0102の38. 1. 2 <u>（規格K0102の38の備考11を除く。以下この号において同じ。）</u>及び38. 2に定める方法、規格K0102の38. 1. 2及び38. 3に定める方法、規格K0102の38. 1. 2及び38. 5に定める方法 <u>又は環境庁告示第59号付表1に掲げる方法</u> （7） 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 環境庁告示第59号 <u>付表2</u>に掲げる方法 （8） アルキル水銀化合物 環境庁告示第59号 <u>付表3</u>に掲げる方法及び環境庁告示第64号付表3に掲げる方法 （9） PCB 規格K0093に定める方法又は環境庁告示第59号 <u>付表4</u>に掲げる方法 （20） チウラム 環境庁告示第59号 <u>付表5</u>に掲げる方法（ただし、前処理にお</p>	<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月1日規則第128号 別表第11（第42条、第48条関係） 排水の規制基準（排水指定物質） （略） 備考 （略） 7 排水の測定方法は、次の各号に掲げる物質ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （略） （2） シアン化合物 規格K0102の38. 1. 2及び38. 2に定める方法、規格K0102の38. 1. 2及び38. 3に定める方法 <u>又は</u>規格K0102の38. 1. 2及び38. 5に定める方法 （7） 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 環境庁告示第59号 <u>付表1</u>に掲げる方法 （8） アルキル水銀化合物 環境庁告示第59号 <u>付表2</u>に掲げる方法及び環境庁告示第64号付表3に掲げる方法 （9） PCB 規格K0093に定める方法又は環境庁告示第59号 <u>付表3</u>に掲げる方法 （20） チウラム 環境庁告示第59号 <u>付表4</u>に掲げる方法（ただし、前処理にお</p>

改正後	改正前
<p>ける試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100ミリリットルとする。)</p> <p>(21) シマジン</p> <p>環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法(ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100ミリリットルとする。)</p> <p>(22) チオベンカルブ</p> <p>環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法(ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100ミリリットルとする。)</p> <p>(26) ふっ素及びその化合物</p> <p>規格K0102の34.1(規格K0102の34の備考1を除く。)、34.2若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1000ミリリットルとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102の34.1.1c)(注(2)第3文及び規格K0102の34の備考1を除く。)に定める方法及び環境庁告示第59号付表7に掲げる方法</p> <p>(27) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物</p> <p>アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては規格K0102の42.2、42.3、42.5、42.6又は42.7に定める方法(ただし、42.2、42.6又は42.7に定める方法により測定する場合において、規格K0102の42.1c)の</p>	<p>ける試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100ミリリットルとする。)</p> <p>(21) シマジン</p> <p>環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法(ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100ミリリットルとする。)</p> <p>(22) チオベンカルブ</p> <p>環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法(ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100ミリリットルとする。)</p> <p>(26) ふっ素及びその化合物</p> <p>規格K0102の34.1、34.2若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の34.1c)(注(6)第3文を除く。)に定める方法及び環境庁告示第59号付表6に掲げる方法</p> <p>(27) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物</p> <p>アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては規格K0102の42.2、42.3、42.5又は42.6に定める方法により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物に</p>

改正後	改正前
<p><u>蒸留操作を行うときは、規格K0102の42の備考2及び備考3に規定する方法を除く。)</u>により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあつては規格K0102の43.1に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあつては規格K0102の43.2.5又は43.2.6に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法(ただし、亜硝酸化合物及び硝酸化合物にあつては、当該方法に代えて規格K0102の43.2.1(c)12)及びc)13)の式中「$-C \times 1.348$」を除く。)又は43.2.3(c)7)及びc)8)を除く。)に定める方法により検定された亜硝酸イオン及び硝酸イオンの合計の硝酸イオン相当濃度に換算係数0.2259を乗じて亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を検出する方法とすることができる。)</p> <p>(28) 1,4-ジオキサン 環境庁告示第59号<u>付表8</u>に掲げる方法</p> <p>(30) フェノール類 規格K0102の28.1 <u>(規格K0102の28の備考2及び備考3並びに規格K0102の28.1.3のただし書以降を除く。)</u>に定める方法</p> <p>別表第16 (第74条関係) 地下水の浄化基準</p> <p>(略)</p> <p>備考 (略)</p> <p>3 特定有害物質等の濃度の測定の方法は、次の各号に掲げる物質ご</p>	<p>あつては規格K0102の43.1に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあつては規格K0102の43.2.5又は43.2.6に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法(ただし、亜硝酸化合物及び硝酸化合物にあつては、当該方法に代えて規格K0102の43.2.1(c)12)及びc)13)の式中「$-C \times 1.348$」を除く。)又は43.2.3(c)7)及びc)8)を除く。)に定める方法により検定された亜硝酸イオン及び硝酸イオンの合計の硝酸イオン相当濃度に換算係数0.2259を乗じて亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を検出する方法とすることができる。</p> <p>(28) 1,4-ジオキサン 環境庁告示第59号<u>付表7</u>に掲げる方法</p> <p>(30) フェノール類 規格K0102の28.1に定める方法</p> <p>別表第16 (第74条関係) 地下水の浄化基準</p> <p>(略)</p> <p>備考 (略)</p> <p>3 特定有害物質等の濃度の測定の方法は、次の各号に掲げる物質ご</p>

改正後	改正前
<p>とに、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(2) シアン化合物 規格K0102の38. 1. 2 <u>(規格K0102の38の備考11を除く。以下この号において同じ。)</u>及び38. 2に定める方法、規格K0102の38. 1. 2及び38. 3に定める方法、規格K0102の38. 1. 2及び38. 5に定める方法 <u>又は環境庁告示第59号付表1に掲げる方法</u></p> <p>(5) 六価クロム化合物 規格K0102の65. 2 <u>(規格K0102の65. 2. 7を除く。)</u>に定める方法(ただし、規格K0102の65. 2. 6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)</p> <p>(7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 環境庁告示第59号 <u>付表2</u>に掲げる方法</p> <p>(8) アルキル水銀化合物 環境庁告示第59号 <u>付表3</u>に掲げる方法</p> <p>(9) PCB 環境庁告示第59号 <u>付表4</u>に掲げる方法</p> <p>(20) チウラム 環境庁告示第59号 <u>付表5</u>に掲げる方法</p> <p>(21) シマジン 環境庁告示第59号 <u>付表6</u>の第1又は第2に掲げる方法</p> <p>(22) チオベンカルブ 環境庁告示第59号 <u>付表6</u>の第1又は第2に掲げる方法</p> <p>(26) ふっ素及びその化合物 規格K0102の34. 1 <u>(規格K0102の34の備考1を</u></p>	<p>とに、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(2) シアン化合物 規格K0102の38. 1. 2及び38. 2に定める方法、規格K0102の38. 1. 2及び38. 3に定める方法 <u>又は</u>規格K0102の38. 1. 2及び38. 5に定める方法</p> <p>(5) 六価クロム化合物 規格K0102の65. 2に定める方法(ただし、規格K0102の65. 2. 6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)</p> <p>(7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 環境庁告示第59号 <u>付表1</u>に掲げる方法</p> <p>(8) アルキル水銀化合物 環境庁告示第59号 <u>付表2</u>に掲げる方法</p> <p>(9) PCB 環境庁告示第59号 <u>付表3</u>に掲げる方法</p> <p>(20) チウラム 環境庁告示第59号 <u>付表第4</u>に掲げる方法</p> <p>(21) シマジン 環境庁告示第59号 <u>付表第5</u>の第1又は第2に掲げる方法</p> <p>(22) チオベンカルブ 環境庁告示第59号 <u>付表第5</u>の第1又は第2に掲げる方法</p> <p>(26) ふっ素及びその化合物 規格K0102の34. 1若しくは34. 4に定める方法 <u>又は</u></p>

改正後	改正前
<p><u>除く。)</u> 若しくは34. 4 <u>(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1000ミリリットルとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)</u>に定める方法又は規格K0102の<u>34. 1. 1c)</u> (注(2)第3文及び規格K0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない<u>ことを確認した</u>場合にあつては、これを省略することができる。)及び環境庁告示第59号<u>付表7</u>に掲げる方法</p> <p>(29) 1, 4-ジオキサン 環境庁告示第59号<u>付表8</u>に掲げる方法</p>	<p>規格K0102の<u>34. 1c)</u> (注(6)第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び環境庁告示第59号<u>付表6</u>に掲げる方法</p> <p>(29) 1, 4-ジオキサン 環境庁告示第59号<u>付表7</u>に掲げる方法</p>